

# 多摩美術大学学則

## 第一章 総 則

### (目的)

#### 第一 条

本学は、広く造形芸術全般について高度な学理技能を教授研究し、あわせて国際社会に対応する幅広い教養を身につけた人格の形成を図り、現代社会に貢献する優れた芸術家、デザイナー並びに教育者研究者等を育成することを目的とする。

### (自己点検・評価)

#### 第一 条の二

本学は、その教育・創作・研究水準の向上を図り、本学の目的及び文化的・社会的使命を達成するため、教育・創作・研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて改善・充実を図るものとする。

前項の自己点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

### (教育組織)

#### 第二 条

本学に、美術学部及び大学院を置く。

#### 第二 条 2

大学院については、別に定める規則のほか本学則にしたがう。

#### 第三 条

美術学部には次の十学科を置く。

絵 画 学 科

彫 刻 学 科

グラフィックデザイン学科

情報デザイン学科

環境デザイン学科

生産デザイン学科

工 芸 学 科



第六

専門教育科目

教職に関する専門科目

博物館に関する専門科目

2 授業科目に必修科目、選択科目の別をもうける。

3 前項の各科目は、学科、専攻ごとに定める。

4 教育課程は、別表 I による。

2 学生は、毎学年度又は毎学期始めにおいて所属学科の課程に基づき履修しようとする授業科目を申請して許可を受けなければならない。

3 学生が所属学科以外の授業科目を履修しようとするときは、毎学年度又は毎学期始めに履修しようとする授業科目を申請して許可を受けなければならない。

4 授業科目学習修了認定は、試験及び平常の成績を審査して行う。

5 授業科目の試験は、本条第一項及び第二項の規定により申請し許可された授業科目について行う。

6 授業科目の試験は、当該授業科目の授業を終了したときに行う。

7 専門実習に関する試験は、平常の成績及び最終試験の成績により評定する。

8 授業科目の成績は評価により S・A・B・C・D の五種とし、S・A・B・C を合格、D を不合格とする。

試験に合格したものは、その授業科目所定の単位を与える。

各授業科目に対する単位数は、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算する。

一 講義を中心とする授業については、十五時間に相当する授業時間をもって一単位とする。

二 演習を中心とする授業については、三十時間に相当する授業時間をもって一単位とする。ただし、別に定める授業科目については、十五時間に相当する授業時間をもつ

て一単位とする。

三 実験、実習及び実技を中心とする授業については、三十時間に相当する授業時間をもつて一単位とする。ただし、別に定める授業科目については、四十五時間に相当する授業時間をもつて一単位とする。

9 前項の規定にかかわらず、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

10 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

11 学生は、試験の成績に関し単位履修表に合格の証明を受けなければならない。

12 合格した授業科目については、願いにより証明書を交付する。

#### (他大学等の単位認定)

第六条の二 本学入学前に大学、短期大学で修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）

又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修について、教授会の審議を経て六十単位を超えない範囲で本学において修得した単位として認定することができる。

#### 第六条の三

学生が本学在籍中に本学の定めるところにより、国内外の他大学、短期大学において修得した単位又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修について、教授会の審議を経て第六条の二により認定した単位と合わせて六十単位を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。

### 第三章 入学、卒業

#### (入学資格及び許可)

第七条 本学の入学時期は、毎年四月とする。

第八條

本学に入学を許可する者は、次の各号の一に該当しかつ本学所定の入学試験に合格した者とする。

第九條

2 入学試験については、別に定める。次の各号の一に該当する者は、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

2

前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱いにつ

- 一 高等学校を卒業した者
  - 二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者
  - 三 通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
  - 四 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - 五 文部科学大臣の指定した者
  - 六 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む）
  - 七 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - 八 その他本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 一 大学を卒業した者又は退学した者
  - 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所、又は国立養護教員養成所を卒業した者
  - 三 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号）第九十二条の三に定める従前の規定による高等学校、専門学校、又は教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者

第九条の二

2

いては、教会の審議を経て学長が定める。  
本学を退学した者で、本学の同一学科に入学を志願する者は、欠員のある場合に限り選考の上、相当学年に入学を許可することがある。  
前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の審議を経て学長が定める。

(入学手続)

第十条

入学志願者は、次の書類に所定の検定料を添えて願出しなければならない。  
一 入学願書

二 出身学校長の提出する調査書（卒業又は修了証明書、人物考査及び学業成績表等をもつてこれに代えることができる。）

三 写真（出願以前三カ月以内のもの）  
四 その他本学の定める書類

入学志願者で現に教職その他官職に在る者又は服務義務を有する者は、前記書類のほかに所属長官の承認書を添付しなければならない。

ただし本学の学生で他の科に転学科を志望する者は、本条の書類及び検定料を要しない。

第十一条

入学試験に合格し入学の意思がある者は、指定の期日までに誓約書・住民票及び所定の書類を提出し入学金を納付しなければならない。

(保証人)

第十二条

保証人は、独立の生計を営む三親等内の者を原則とし、学生の身上に係る一切の責任を負うものとする。

第十三条

(削除)  
学生及び保証人がその住所身分等に異動のあったときは、直ちにその旨届出なければならない。

第十四条

学生及び保証人がその住所身分等に異動のあったときは、直ちにその旨届出なければならない。

第十五条 本学学長において保証人を不相当と認めたときは、変更を命ずることがある。

(在学期限)

第十六条 学生の在学年限は、八年を超えることができない。進級を伴わずに転学科した者について

も、これを適用する。

ただし、第九条及び第九條の二の規定により入学した学生は、それぞれ定められた在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(卒業要件及び学位)

第十七条 四年以上在学し、所定の基礎教育科目、専門教育科目から各学科・専攻の定める必修科目、

選択科目の単位に加え、卒業制作又は卒業論文・卒業研究に合格し合計百二十四単位以上修得した者には学位記を授与する。

教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法に定める科目の単位を修得しなければならぬ。

教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学 科 名		免許状の種類		免許教科
情報デザイン学科 工芸学科 芸術学科	絵画学科 彫刻学科 グラフィックデザイン学科 環境デザイン学科 生産デザイン学科	中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状	美術
	情報デザイン学科	高等学校教諭 一種免許状	美術	美術 情報

3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法に定める科目の単位を修得しなければならない。  
第十八条 本学を卒業した者には、学士（芸術）の学位を授与する。

#### 第四章 休学、退学、転学

##### （休学及び復学）

第十九条 学生は、疾病その他止むを得ない事由によって二カ月以上休学を必要とするときは、医師の診断書その他事由を証する書類を添え保証人連署の上願出て許可を受けなければならない。

第二十条 休学は、学期を単位とし、一年以上にわたることはできない。ただし、特別の事由があるときには、学長の許可を得て更に引続いて一年間休学することができる。なお、一度の休学は、年度を超えることはできない。

休学の期間は、通計四年度を超えることはできない。  
休学期間は、在学年限に算入しない。

2 次各号の一に該当する場合は、原則として休学することができない。

一 第六条第十項で定める期間の三分の二が過ぎているとき

二 一年次での傷病以外の事由

三 授業料を滞納しているとき

第二十一条 休学の期間においてその事由が止み復学したいときは、その旨願出なければならない。  
第二十二条 特別の必要があると認めたときは、学長が休学を命ずることがある。

##### （退学等）

第二十三条 学生が疾病その他の事由により退学をしたときは、その事由を詳記し、疾病によるものは医師の診断書を添え保証人連署の上願出なければならない。



2

次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て学長が学籍から除く。

- 一 第十六条で定める在学年限を満了した者
  - 二 第二十条第一項で定める休学期間を経過した者
  - 三 休学期間満了月までに復学又は休学延長の願出がない者
  - 四 連続して二回進級できない者。ただし、休学により進級できない者及び進級を伴わずに転学科した者は、その限りではない。
  - 五 授業料を滞納し、督促を受けても納入しない者
  - 六 死亡又は行方不明の者
- 第二十三条の二 学生が法定若しくは届出を要する感染症にかかったとき、又は学業継続が不相当と認められたときは、学長が出校停止を命ずることがある。

(転学)

第二十四条

次の各号の一に該当する者は、選考の上転学及び転学科を許可することがある。

- 一 本学の学生で他の学科に転学科を志願する者
- 二 本学の学生で他の大学に転学を志願する者

## 第五章 学年、学期及び休業

(学年及び学期)

第二十五条

学年は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第二十六条

学年を分けて次の二学期とする。

- |   |   |                  |
|---|---|------------------|
| 前 | 期 | 四月一日から九月三十日まで    |
| 後 | 期 | 十月一日から翌年三月三十一日まで |
- 2 前項の学期は、必要に応じて多少伸縮することがある。

(休業)

第二十七条 休業日は、次の通りとする。

- 一 日曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律に定める日
  - 三 本学創立記念日 十一月一日
  - 四 春季休業 三月二十四日から四月七日まで
  - 五 夏季休業 七月十一日から八月三十一日まで
  - 六 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで
- 2 前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。

第六章 科目等履修生、研究生、委託生、外国人学生

(科目等履修生等)

第二十八条 (削除)

第二十九条 (削除)

第三十条 本学において教授する授業科目の履修を願出する者があるときは、本学の教育に支障がない

2 限りにおいて選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、第六条第八項の規定を準用して所定の単位

を与えることができる。

3 科目等履修生に関する必要な事項は別に定める。

第三十条の二 本学において教授する特別の専門分野について研究を願出する者があるときは、研究生と

2 して入学を許可することがある。

2 研究生の在学年限は、原則として一年とする。更に引続き在学しようとする者は、願出  
て許可を受けなければならない。

第三十一条 3 研究生に関する必要な事項は別に定める。  
官公庁及び公立団体より一年以上を在学期間として授業科目の一部の学修を願出する者があ

るときは、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生は、その学修した授業科目について試験を受けることができる。

本項による試験に合格した者には、願出により証明書を授与する。

3 委託生の研修料は、委託者が納付するものとする。

第三十二条 (削 除)

第三十二条の二 (削 除)

## 第七章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第三十三条 学業を精励し成績優秀品行方正な学生は、適当な方法でこれを表彰する。

第三十四条 学長は、次の各号の一に該当する学生を懲戒することができる。

一 性行不良で改善の見込がないと認められる者

二 正当の理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし教授会の審議を経て学長が行う。

第八章 検定料、入学金、授業料、科目等履修料その他

(授業料等)

第三十五条 検定料、入学金、授業料、科目等履修料等は別表Ⅱに定めるところによる。四学年に留年

し卒業要件を充足するために、少数単位を履修する者の授業料等については別に定める。

第三十六条 特に多額の共通経費を要する実習にあつては、授業料のほか、実習費を納入しなければならない。

第三十七条 一旦納付した検定料、入学金、授業料、科目等履修料、実習費等は如何なる事由があつてもこれを還付しない。

(授業料等の減免)

第三十八条 休学が全学期間にわたるときは、当該学期分の授業料を四分の一に減免することができる。

ただし、兵役による休学については、これを免除することができる。

2 学期の途中で復学した者の授業料等は、当該学期より納付しなければならない。

第三十九条 (削除)

第四十条 停学又は退学の場合でも本学に学籍を有する間の授業料等は、納付しなければならない。

第四十一条 (削除)

## 第九章 職員組織、教授会

(職員組織及び会議)

第四十二条 本学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員、その他

第四十三条 本学学部に教授会を置き、教授及び准教授、講師をもつて組織する。

学長は、教授会を召集しその議長となる。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業に関する事項

二 学位の授与に関する事項

三 教育課程の編成に関する事項

四 教員の教育研究業績の審査に関する事項

3 五 学則によつてその審議を教授会によるべき教育研究に関する重要な事項  
教授会は、前項に規定するもののほか、次の事項について審議し、学長に意見を述べるこ  
とができる。

一 学生の休学、退学、転学に関する事項  
二 学生の試験及びその結果に関する事項

三 学科の学生定員に関する事項

四 学生の賞罰に関する事項

4 五 前各号に掲げるもののほか、審議を教授会によるべき教育研究に関する事項  
その他学長及び理事会の諮問事項

5 学長は、必要があるときは教授及び准教授、講師以外の者を教授会に出席させることが  
きる。

第四十四条 (削除)

## 第十章 附属施設

(附属施設)

第四十五条 研究所、図書館、美術館、メディアアセンター、試験場その他の附属施設についての規程は、  
別に定める。

第四十六条 (削除)

## 第十一章 公開講座

(公開講座)

第四十七条 公開講座は、随時必要に応じて行う。

第十二章 その他

(式典等)

第四十八条

2 必要に応じ式典その他の行事を行う。  
教授及び学生の作品展覧会を随時行う。

附 則

1 この学則は、昭和二十八年一月三十一日制定施行する。  
2 この学則の施行に関する細則は、学長が之を定める。

附 則

この学則は、昭和二十九年六月十日から施行する。

附 則

この学則は、昭和二十九年七月六日から施行する。

附 則

この学則は、昭和三十一年八月三十日から施行する。

附 則

この学則は、昭和三十二年二月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和三十三年五月二十日から施行する。

この学則は、昭和三十六年十月一日から施行する。

附則

この学則は、昭和三十八年十一月一日から施行する。

附則

この学則は、昭和四十年九月二十日から施行する。

附則

この学則は、昭和四十三年九月二十六日から施行する。

附則

この学則は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附則

この学則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則

この学則は、昭和四十八年四月一日から施行する。

附則

この学則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附則

この学則は、昭和五十二年四月一日から施行する。

この学則は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和五十三年十月五日から施行する。

附 則

この学則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則

1 この学則は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 昭和五十八年以降について、第三十五条に規定される別表Ⅱのうち授業料の額については、前年度の額に人事院による国家公務員の給与に關する勸告（前年度）により示される国家公務員の給与の対前年度アップ率に、同じく定期昇給のアップ率分及び教育研究条件調整アップ率（五%以内）を加えた率を乗じて得られる額を、前年度の額に加算した額とする。

附 則

1 この学則は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 従前の規定における学生の除籍は、退学と読み替える。



この学則は、昭和五十九年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、昭和六十年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、昭和六十一年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、昭和六十三年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成元年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成二年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成三年四月一日から施行する。  
附 則

1 この学則は、平成四年四月一日から施行する。  
附 則

2 ただし、第四条の規定にかかわらず平成十年から平成十一年度の間の入学定員は次のとおりとす

る。

情報デザイン学科	グラフィックデザイン学科	彫刻学科	絵画学科	学科	入学定員
一二〇名	一八五名	三〇名	二〇五名		

芸術学科	工芸学科	生産デザイン学科	環境デザイン学科	学科	入学定員
六〇名	六〇名	七〇名	八〇名		

この学則は、平成五年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成六年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成七年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成八年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成九年四月一日から施行する。  
附 則

附 則

この学則は、平成十年四月一日から施行する。  
多摩美術大学美術学部建築科は、改正後の学則第四条の規定にかかわらず平成十年三月三十一日当該学科に在籍する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成十一年四月一日から施行する。
- 2 多摩美術大学美術学部二部は、改正後の学則第四条の規定にかかわらず平成十一年三月三十一日当該学部<sub>二</sub>に在籍する者が当該学部<sub>二</sub>に在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 平成十一年三月三十一日美術学部二部に在籍する者については、第三十五条の検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの二に定める（イ）学部学生の金額とする。ただし、維持費については従前のおり四〇、〇〇〇円とする。
- 4 平成十一年三月三十一日科目等履修生として在籍する者が、平成十一年四月一日以降も引き続き科目等履修生として在籍する場合は、別表Ⅱ及び別表Ⅱの二に定める（ロ）科目等履修生の履修料はそれぞれ従前のおり一単位八、〇〇〇円とする。
- 5 科目等履修生として在籍する者が次年度も引き続き科目等履修生として在籍する場合は、別表Ⅱ及び別表Ⅱの二に定める（ロ）科目等履修生の選考料及び登録料は免除する。

附 則

- 1 この学則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 ただし、第四条の規定にかかわらず平成十二年度から平成十六年度の間<sub>の</sub>入学定員は次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員				
	十二年度	十三年度	十四年度	十五年度	十六年度
絵画学科	一九八名	一九一名	一八四名	一七七名	一七一名
彫刻学科	三〇名	三〇名	三〇名	三〇名	三〇名
グラフィックデザイン学科	一七七名	一六九名	一六二名	一五四名	一四六名
情報デザイン学科	一二〇名	一二〇名	一二〇名	一二〇名	一二〇名
環境デザイン学科	七八名	七六名	七四名	七二名	七〇名
生産デザイン学科	七〇名	七〇名	七〇名	七〇名	七〇名
工芸学科	六〇名	六〇名	六〇名	六〇名	六〇名
芸術学科	五九名	五八名	五七名	五六名	五五名
計	七九二名	七七四名	七五七名	七三九名	七二二名

この学則は、平成十四年四月一日から施行する。

この学則は、平成十五年四月一日から施行する。

この学則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、平成二十三年四月一日から施行する。

この学則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則

この学則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 多摩美術大学造形表現学部は、改正後の学則第四条の規定にかかわらず平成二十六年三月三十一日当該学部在籍する者が当該学部在学しなくなるまでの間存続するものとする。

3 造形表現学部に係る授業料等、科目等履修料、研修料等は、平成二十五年四月一日施行学則別表Ⅱの二によるものとする。

附 則

1 この学則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 改正後の学則第十条、第二十三条第二項及び第二十四条に定める「転学科」とあるのは、美術学部と造形表現学部間での転学部をした者が在学しなくなるまでの間、「転学部・転学科」と読み替えるものとする。

附 則

1 この学則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の学則第四条の規定にかかわらず、次に掲げる学科の収容定員は、平成二十八年度から平成三十一年度までの間、各年度ごとに以下のとおりとする。

芸術学科	二〇五名	一九〇名	一七五名	一六〇名
生産デザイン学科	四〇四名	四〇八名	四一二名	四一六名
情報デザイン学科	四八二名	四八四名	四八六名	四八八名
グラフィックデザイン学科	七二四名	七二八名	七三二名	七三六名
絵画学科	七六五名	七七〇名	七七五名	七八〇名
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度

この学則は、平成二十九年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成三十年四月一日から施行する。  
附 則

この学則は、平成三十一年四月一日から施行する。  
附 則







区分	授業科目	単位数	備考	区分	授業科目	単位数	備考
基礎教育科目 美術理論科目	人間工学―1	2		基礎教育科目 言語科目	プレゼンテーション英語	2	
	人間工学―2	2			検定英語 I	2	
	芸術解剖学―1	2			検定英語 II	2	
	芸術解剖学―2	2			検定英語 III	2	
	芸術材料学 I―1	2			ポルトフォリオ・ライティング	2	
	芸術材料学 I―2	2			英語スタディ・スキルズ I	1	
	芸術材料学 II―1	2			英語スタディ・スキルズ II	1	
	芸術材料学 II―2	2			Study Basic English I	2	
	芸術材料学 III―1	2			Study Basic English II	2	
	芸術材料学 III―2	2			Study Basic English III	2	
	芸術材料学―1	2			英語原書リーディング	2	
	図学―1	2			English in Performing Arts	2	
	図学―2	2			仏語会話	2	
	図法・製図	2			伊語会話	2	
	PBL (Project Based Learning) 科目 I	1			情報工学演習 I	2	
	PBL (Project Based Learning) 科目 II	2			情報工学演習 II	2	
	基礎教育科目 言語科目	英語 (ヘーシック)	2			アカデミックスキルズ	2
	英語 (アドバンス)	2		美術と生活	1		
	英語 (半期) I	1		絵画 (教職絵画)	2		
	英語 (半期) II	1		デザイン (教職デザイン)	4		
	仏語	2		美術理論・鑑賞 (教職)	4		
	独語	2		単位互換科目 I	1		
	伊語	2		単位互換科目 II	2		
	中国語	2		単位互換科目 III	3		
	韓国語	2		単位互換科目 IV	4		
	日本語	2					
	英語会話初級	2					
	英語会話中級	2					
	英語会話上級	2					
	English in Art&Design	2					

















区分	専門教育科目 演劇舞踊デザイン学科	授業科目	単位数	備考
区分	教職に関する専門科目	授業科目	単位数	備考
	劇場文化論 I 劇場文化論 II 劇場文化論 III 演劇舞踊論 I 演劇舞踊論 II 演劇舞踊論 III 劇場美術デザイン史 I 劇場美術デザイン史 II プロデュース研究 I プロデュース研究 II セラピー研究 I セラピー研究 II	劇場文化論 I 劇場文化論 II 劇場文化論 III 演劇舞踊論 I 演劇舞踊論 II 演劇舞踊論 III 劇場美術デザイン史 I 劇場美術デザイン史 II プロデュース研究 I プロデュース研究 II セラピー研究 I セラピー研究 II	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	
	美術科教育法基礎 美術科教育法 I 美術科教育法 II 美術科教育法演習 情報科教育法 教職論 教育基礎論 教育心理学 特別支援論 教育制度論 道徳教育論 特別活動と総合的な学習の時間論 教育方法論 生徒指導論 進路指導と教育相談	美術科教育法基礎 美術科教育法 I 美術科教育法 II 美術科教育法演習 情報科教育法 教職論 教育基礎論 教育心理学 特別支援論 教育制度論 道徳教育論 特別活動と総合的な学習の時間論 教育方法論 生徒指導論 進路指導と教育相談	2 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
区分	教職に関する専門科目	授業科目	単位数	備考
	博物館に関する専門科目	博物館概論 博物館資料論 博物館経営論 生涯学習概論 博物館資料保存論 博物館資料保存論 博物館情報・メディア論 博物館実習 I 博物館実習 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
区分	教職実践演習（中・高）	授業科目	単位数	備考
	博物館に関する専門科目	博物館概論 博物館資料論 博物館経営論 生涯学習概論 博物館資料保存論 博物館資料保存論 博物館情報・メディア論 博物館実習 I 博物館実習 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
区分	教職実践演習（中・高）	授業科目	単位数	備考
	博物館に関する専門科目	博物館概論 博物館資料論 博物館経営論 生涯学習概論 博物館資料保存論 博物館資料保存論 博物館情報・メディア論 博物館実習 I 博物館実習 II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

別表 ㉑ 美術学部検定料、入学金、その他

(イ) 学部学生

区分	金額
検定料	三五、〇〇〇円
入学金	三〇〇、〇〇〇円
授業料	一、一八七、〇〇〇円
施設費	三三〇、〇〇〇円
維持費	五〇、〇〇〇円
実習費	三二、〇〇〇〓六三、〇〇〇円
転部検定料	一〇、〇〇〇円

(ロ) 科目等履修生

区分	金額
選考料	一〇、〇〇〇円
登録料	三〇、〇〇〇円
履修料	一単位 一二、〇〇〇円

(ハ) 研究生

区分	金額
研究料	八九〇、〇〇〇円
実習費	三二、〇〇〇円

(ニ) 委託生

区分	金額
研修料	

別表Ⅱのニ 造形表現学部検定料、入学金、その他

(イ) 学部学生

区分	金額
検定料	三五、〇〇〇円
入学金	三〇〇、〇〇〇円
授業料	八五〇、〇〇〇円
施設費	二〇〇、〇〇〇円
維持費	五〇、〇〇〇円
実習費	三四、〇〇〇円
転部検定料	一〇、〇〇〇円

(ロ) 科目等履修生

区分	金額
選考料	一〇、〇〇〇円
登録料	三〇、〇〇〇円
履修料	一単位 一二、〇〇〇円

(ハ) 研究生

区分	金額
研究料	八五〇、〇〇〇円
実習費	三四、〇〇〇円

(ニ)

区分	金額
研修料	